

金融経済教育推進機構法人文書の開示請求等手数料に関する規程

〔令和六年六月二十八日〕
規程第三十二号

（目的）

第一条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「法」という。）第十七条第二項に基づき、金融経済教育推進機構における法人文書の開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）及び開示実施手数料について必要な事項を定めることを目的とする。

（手数料の額）

第二条 法第十七条第一項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書一件につき三百円
- 二 開示実施手数料 開示を受ける法人文書一件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次条において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第十五条第五項の規定により更に開示を受ける場合（既に開示の実施を求めた際の基本額が三百円を超えるときを除く。）にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が三百円に達するまでは無料とし、三百円を超えるときは当該基本額から三百円を減じた額とする。

（手数料の納付等）

第三条 開示請求手数料又は開示実施手数料は、機構が指定した銀行口座への振込みによる納付により機構に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する方法により、手数料を納付する場合には、法第四条第一項の規定による請求又は法第十五条第三項又は第五項の規定による申出を行う際に、手数料を振り込んだことを証明する書類を併せて提出するものとする。
- 3 第一項に規定する手数料を開示請求者等が納付するに当たり必要な振込手数料等の経費は、開示請求者等の負担とする。
- 4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料の他、送付に要する費用を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において当該送付料は、次の各号に掲げるいずれかの方法により納付するものとする。
 - 一 機構が指定した銀行口座への振込みによる納付
 - 二 郵便切手を郵送することによる納付
 - 三 料金受取人払いの郵便又は宅配便等

(出納員)

第四条 理事長は、前条に定める開示請求手数料及び開示実施手数料（以下「手数料」という。）の出納を行うため、金融経済教育推進機構会計規程（令和六年規程第四号。以下「会計規程」という。）第六条第四項の規定に基づき、情報公開事務に従事する職員のうちから出納員を指名するものとする。

(収納等)

第五条 出納員は出納責任者及び予算管理責任者の指示に基づき、開示請求者から手数料を収納しなければならない。

2 出納員は、開示請求者から手数料を収納したときは、会計規程に基づき処理するものとする。

(複数の法人文書の請求に対する取扱い)

第六条 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、第二条第一号の規定の適用に当たっては、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同条第二号ただし書の規定の適用に当たっては、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存をするためまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

(過誤納等の手続)

第七条 情報公開窓口における納付において不足が生じた場合は、情報公開窓口において、開示請求者等に連絡をとり、所要の手数料の不足額を追納する等の手続をを求めるものとする。

2 情報公開窓口における納付において過納が生じた場合は、情報公開窓口において、開示請求者等に連絡をとり、過納額については、還付請求をするよう求めるものとする。

3 正当な手続により納付された手数料については、原則として返還しないものとする。

4 法人文書の開示の実施の方法として当該法人文書の写しの送付を求めるため、当該送付を行うために必要な額よりも少ない額の郵便切手が送付されてきた場合は、法人文書の開示を受ける者に連絡し、その不足分を追加で送付するよう求めるものとする。

5 法人文書の開示の実施の方法として当該法人文書の写しの送付を求めるため、当該送付を行うために必要な額よりも多い額の郵便切手が送付されてきた場

合は、送付されてきた切手が複数枚で、かつ当該写しを送付するために必要となる郵送料と同額に分離できる場合は分離して、余分は法人文書の写しを送付する際に返却することとし、分離が不可能である場合はそのまま使用する。

(手数料の減免)

第八条 法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求一件につき二千円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 法人文書の開示を受ける者が、前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を求める場合には、金融経済教育推進機構情報公開事務手続規程（令和六年規程第三十号。以下「事務手続規程」という。）第十六条第八項に規定する申請書に生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付させるものとする。ただし、法第十五条第五項の規定による申出の場合であって、法第十五条第三項の規定による申出を行った際に当該証明する書面を添付している場合は、省略させることができる。
- 3 第一項の規定によるもののほか、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

(手続様式)

第九条 法の規定に基づき開示請求をしようとする者、開示の請求の実施方法を申し出ようとする者、法人文書の更なる開示を申し出ようとする者、開示実施手数料の減額又は免除を申請しようとする者は、次の表の左欄の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる事務手続規程に定める様式を利用し、提出することができる。

請求又は申し出ようとする者の区分	利用できる様式
法第四条第一項の規定により法人文書の開示を請求しようとする者	別紙様式第一
法第十五条第三項の規定により開示の実施方法を申し出ようとする者	別紙様式第十二
開示実施手数料の減額又は免除を申請しようとする者	別紙様式第十六
法第十五条第五項の規定により更なる開示を申し出ようとする者	別紙様式第十九

附 則

- 1 この規程は、令和六年七月一日から施行し、同日から適用する。

別表（第二条関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画	イ 閲覧	百枚までごとにつき百円
	ロ 複写機により用紙に複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙一枚につき十円
	ハ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙一枚につき二十円
	ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき百円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額
	ホ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	
	2 電磁的記録	イ 用紙に出力したものの閲覧
ロ 用紙に出力したものの交付（ハに掲げる方法に該当するものを除く。）		用紙一枚につき十円
ハ 用紙にカラーで出力したものの交付		用紙一枚につき二十円
ニ 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生		一枚につき百円にファイルごとに二百十円を加えた額

	することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	
	ホ 光ディスク（日本産業規格×六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき百二十円に 一ファイルごとに二百 十円を加えた額
<p>備考</p> <p>1の項口又はハ、2の項口又はハの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。</p>		